生食発 0226 第 2 号 令和 2 年 2 月 26 日

厚生労働省大臣官房 生活衛生・食品安全審議官 (公印省略)

既存添加物名簿の一部を改正する件及び食品、添加物等の 規格基準の一部を改正する件について

既存添加物名簿の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第42号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第43号)が本日告示され、これにより既存添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。)の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとと もに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 既存添加物名簿関係

消除予定添加物名簿(平成 31 年厚生労働省告示第 45 号)に記載されている添加物のうち、別紙に掲げる添加物の名称を既存添加物名簿から消除したこと。

2 規格基準告示関係

上記1で消除する添加物のうち、規格基準告示において製造基準が設定されている1品目(香辛料抽出物(チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。))について、製造基準を削除したこと。

第2 適用期日

告示日から適用すること。

第3 運用上の注意

既存添加物名簿から消除された添加物については、食品衛生法(昭和22年 法律第233号)第10条の規定に基づき、その販売、又は販売の用に供するための製造、輸入、加工若しくは使用等が禁止されるものであること。

既存添加物名簿から消除する品目(9品目)

名称

イタコン酸

魚鱗箔(魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。)

クーロー色素(ソメモノイモの根から抽出して得られたものをい う。)

香辛料抽出物(チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。)

骨炭色素(骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)

シアナット色素(シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。)

フェリチン

へゴ・イチョウ抽出物(イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。)

レバン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)